31. 排出ガス対策型建設機械

１．排出ガス対策型建設機械指定要領
２．第３次排出ガス対策型建設機械指定要領

（白　紙）

排出ガス対策型建設機械指定要領

建設省経機発第 249 号平成 3 年 10 月 8 日
一部改正　建設省経機発第 152 号平成 5 年 7 月 29 日
一部改正　建設省経機発第 36 号平成 8 年 3 月 22 日
一部改正　建設省経機発第 126 号平成 9 年 10 月 3 日
一部改正　国総施第 51 号　平成 13 年 3 月 30 日
一部改正　国総施第 225 号　平成 14 年 4 月 1 日

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長　あて

国土交通省大臣官房技術審議官　より

排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正について

排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省大臣官房技術審議官通達建設省経機発第 249 号、最終改正平成 13 年 3 月 30 日国総施第 51 号）の附則に下記を追加したので通知する。

（別紙）

排出ガス対策型建設機械指定要領

（目的）

第１　本要領は、「建設機械に関する技術指針」（平成３年１０月８日付け建設省経機発第２４７号）第６章第１項に基づき、排出ガス対策型建設機械、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械の指定および排出ガス対策型エンジン、排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２　排出ガス対策型エンジンとは、排出ガス対策型建設機械及びトンネル工事用排出ガス対策型建設機械の指定にあたり、搭載が義務付けられているものをいう。

２　排出ガス対策型黒煙浄化装置とは、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械の指定にあたり、装着が義務付けられているものをいう。

（ファミリの取扱い）

第３　排出ガス対策型エンジンのエンジンファミリは、別に定めるところにより取り扱うものとする。

２　排出ガス対策型黒煙浄化装置のファミリ黒煙浄化装置は、別に定めるところにより取り扱うものとする。

（エンジンの認定の申請）

第４　エンジンの供給を行うことを業とする者で排出ガス対策型エンジンの認定を受けようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通省大臣官房技術審議官に提出するものとする。

一　氏名又は名称及び住所

二　エンジンのモデルの名称

三　エンジンの概要

四　エンジンファミリの構成

五　排出ガスの申請値

２　前項の申請書には、排出ガスの申請値に関する書類として、別に定めるところにより、別に定める要件を満たした第三者機関の排出ガスに関する評定書、エンジンファミリの性能範囲、排出ガス測定エンジンの性能、排出ガス測定記録表、排出ガス対策型エンジン仕様書、排出ガス対策型エンジン識別届、対策内容説明書及び生産管理方法届を添付するものとする。

３　認定申請を行うエンジンが、他者が供給するエンジンと同一のもの（当該エンジンについて既に第１項の規定による認定の申請がされているものに限る。）であるときは、前項に定めるところに関わらず、別に定めるところにより、排出ガス対策型エンジン同一証明書、排出ガス対策型エンジン仕様書及び排出ガス対策型エンジン識別届を添付す

るものとする。

4　認定申請を行うエンジンが、他者と共同で供給しようとするもの（当該エンジンについて既に第１項の規定による認定の申請がされているものに限る。）であるときは、第２項に定めるところに関わらず、別に定めるところにより、排出ガス対策型エンジン同一証明書、排出ガス対策型エンジン仕様書、排出ガス対策型エンジン識別届及び生産管理方法届を添付するものとする。

（エンジンの認定）

第５　国土交通省大臣官房技術審議官は、第４第１項五の排出ガスの申請値が別表１又は別表２に掲げる値以下である場合、当該エンジンに対して排出ガス対策型エンジンの認定を行うものとする。この場合において、エンジンの出力仕様が複数あるいは範囲を有し、上記の別表で定める出力区分をまたぐ場合には、高い側の出力区分の基準値を適用するものとする。

2　国土交通省大臣官房技術審議官は、前項の規定による認定を行ったときは、認定したエンジン（以下「認定エンジン」という。）の認定番号と認定内容を申請者に文書で通知するものとする。

3　国土交通省大臣官房技術審議官は、前項の認定エンジンのうち、第４第１項五の排出ガスの申請値が別表２に掲げる値以下であるエンジンについては、第２次基準値に適合した旨を申請者に文書で通知するものとする。

（エンジンの認定をしない場合）

第６　国土交通省大臣官房技術審議官は、第５第１項で定めるところに関わらず、第４第１項の規定による認定の申請があったものについて、申請書若しくはその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載があるとき若しくは重要な事実の記載が欠けているとき又は第４第２項の規定により申請書に添付した評定書を発行した第三者機関が同項の別に定める要件を満たしていないときは、認定をしないものとする。

2　国土交通省大臣官房技術審議官は、第４第１項の規定による認定の申請があったものについて認定をしない場合は、理由を付してその旨を申請者に文書で通知するものとする。

（エンジンの認定申請書記載内容の変更）

第７　認定を受けた者は、第４第１項の認定申請書記載事項一に変更が生じた場合は、別に定めるところにより、変更届を国土交通省大臣官房技術審議官に届けなければならない。

2　認定を受けた者は、第４第１項の認定申請書記載事項二又は三に変更が生じた場合は、あらためて同項の規定による申請を行うものとする。

3　認定を受けた者は、第４第１項の認定申請書記載事項四に変更が生じた場合（出力仕様の追加、又は出力範囲の拡大）は、第４第２項に規定する書類を添付して、別に定めるところにより、変更申請書を国土交通省大臣官房技術審議官に提出するものとする。

4　国土交通省大臣官房技術審議官は、前項の規定による変更申請があったものについて、

受理した変更内容を認定申請者に文書で通知するものとする。

（黒煙浄化装置の認定の申請）

第８　黒煙浄化装置の供給を行うことを業とする者で排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定を受けようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通省大臣官房技術審議官に提出するものとする。

一　氏名又は名称及び住所

二　黒煙浄化装置の名称

三　黒煙浄化装置の概要

四　排出ガスの測定値

２　前項の申請書には、別に定めるところにより、第４第２項に規定する第三者機関の排出ガスに関する評定書、測定記録表、排出ガス対策型黒煙浄化装置仕様書、低減方式説明書及び構造図を添付するものとする。

３　認定申請を行う黒煙浄化装置が、他者が供給する黒煙浄化装置と同一のもの（当該黒煙浄化装置について既に第１項の規定による認定の申請がされているものに限る。）又は他者と共同で供給しようとするもの（当該黒煙浄化装置について既に第１項の規定による認定の申請がされているものに限る。）であるときは、前項に定めるところに関わらず、別に定めるところにより、排出ガス対策型黒煙浄化装置同一証明書及び排出ガス対策型黒煙浄化装置仕様書を添付するものとする。

（黒煙浄化装置の認定）

第９　国土交通省大臣官房技術審議官は、第８第１項四の排出ガスの測定値が別表３の基準を満たしている場合、当該黒煙浄化装置に対して排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定を行うものとする。

２　国土交通省大臣官房技術審議官は、前項の規定による認定を行ったときは、認定した黒煙浄化装置（以下「認定黒煙浄化装置」という。）の認定番号と認定した旨を申請者に文書で通知するものとする。

（黒煙浄化装置の認定をしない場合）

第 10　国土交通省大臣官房技術審議官は、第９第１項で定めるところに関わらず、第８第１項の規定による認定の申請があったものについて、申請書若しくはその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載があるとき若しくは重要な事実の記載が欠けているとき又は第８第２項の規定により申請書に添付した評定書を発行した第三者機関が第４第２項の別に定める要件を満たしていないときは、認定をしないものとする。

２　国土交通省大臣官房技術審議官は、第８第１項の規定による認定の申請があったものについて認定をしない場合は、理由を付してその旨を申請者に文書で通知するものとする。

（黒煙浄化装置の認定申請書記載内容の変更）

第 11　認定を受けた者は、第８第１項の認定申請書記載事項一に変更が生じた場合は、別に定めるところにより、変更届を国土交通省大臣官房技術審議官に届けなければならない。

２　認定を受けた者は、第８第１項の認定申請書記載事項二、三又は四に変更が生じた場合は、あらためて同項の規定による申請を行うものとする。

（建設機械の指定の申請）

第 12　建設機械の供給を行うことを業とする者で排出ガス対策型建設機械の指定を受けようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通省大臣官房技術審議官に提出するものとする。

一　氏名又は名称及び住所

二　建設機械の名称及び型式

三　建設機械の概要

四　建設機械搭載エンジンの名称及び認定番号

２　建設機械の供給を行うことを業とする者でトンネル工事用排出ガス対策型建設機械の指定を受けようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通省大臣官房技術審議官に提出するものとする。

一　氏名又は名称及び住所

二　建設機械の名称及び型式

三　建設機械の概要

四　建設機械搭載エンジンの名称及び認定番号

五　建設機械装着黒煙浄化装置の名称及び認定番号

３　申請する建設機械の搭載エンジンが認定の申請中である場合は、第１項又は第２項の指定申請書記載事項四中の認定番号の記載に代わり、搭載エンジンについての第４第１項の申請書の写しを添付するものとする。

４　申請する建設機械の装着黒煙浄化装置が認定の申請中である場合は、第２項の指定申請書記載事項五中の認定番号の記載に代わり、装着黒煙浄化装置についての第８第１項の申請書の写しを添付するものとする。

５　第１項又は第２項の申請書には、別に定めるところにより、搭載エンジン認定確認書、申請する機械の写真、仕様書及びカタログを添付するものとする。

６　指定申請を行う建設機械が、他者が供給する建設機械と同一のもの（当該建設機械について既に第１項又は第２項の規定による指定の申請がされているものに限る。）又は他者と共同で供給しようとするもの（当該建設機械について既に第１項又は第２項の規定による指定の申請がされているものに限る。）であるときは、前項に定めるところに関わらず、別に定めるところにより、排出ガス対策型建設機械同一証明書、申請する機械の写真、仕様書及びカタログを添付するものとする。

（建設機械の指定）

第 13　国土交通省大臣官房技術審議官は、第 12 第１項の規定による指定の申請があった場合においては次の各号の一を満足する建設機械を排出ガス対策型建設機械として、第 12 第２項の規定による指定の申請があった場合においては次の各号を全て満足する建設機械をトンネル工事用排出ガス対策型建設機械として指定するものとする。

一　認定エンジンを搭載していること。

二　認定黒煙浄化装置を装着していること。

２　国土交通省大臣官房技術審議官は、前項の規定による指定を行ったときは、指定した建設機械（以下「指定建設機械」という。）の指定番号と指定した旨を申請者に文書で通知するものとする。

３　国土交通省大臣官房技術審議官は、前項の指定建設機械のうち、搭載されている認定エンジンが第２次基準値に適合している建設機械については、第２次基準値に適合した旨を申請者に文書で通知するものとする。

（自動車の特例）

第 14　道路運送車両法で規定する道路運送車両の保安基準により一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の規制が行われている自動車の種別で自動車登録番号標を取り付けるものは、第 13 第１項の規定による指定の対象としないものとする。

（建設機械の指定申請書記載内容の変更）

第 15　指定を受けた者は、第 12 第１項又は第２項の指定申請書記載事項一、二又は三に変更が生じた場合は、別に定めるところにより、変更届を国土交通省大臣官房技術審議官に届けなければならない。

２　指定を受けた者は、第 12 第１項又は第２項の指定申請書記載事項四又は五に変更が生じた場合は、あらためて第 12 第１項又は第２項の規定による申請を行うものとする。

（指定建設機械の報告）

第 16　指定を受けた者は、当該指定建設機械に関し、毎年３月３１日現在の累計販売台数、及び製造を中止した指定建設機械の指定番号とその年月日を、翌４月末日までに国土交通省大臣官房技術審議官へ報告するものとする。

（認定又は指定の取消し）

第 17　国土交通省大臣官房技術審議官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、認定又は指定を取り消すことができるものとする。ただし、三については、エンジン認定時に用いた別表を用いるものとする。

一　認定又は指定を受けた者がそれぞれ認定又は指定の取り消しを申請したとき。

二　偽りその他不正の手段により認定又は指定を受けたことが判明したとき。

三　生産段階における認定エンジンの排出ガス成分の量の平均値が別表１または別表２の基準値より大きいとき又は黒煙の最大値が別表１または別表２の基準値より大きい値が発生するとき。

四　認定エンジンに重大な欠陥が認められたとき。
五　認定黒煙浄化装置に重大な欠陥が認められたとき。
六　製造が中止された後、一定の耐用年数が経過したとき。

2　国土交通省大臣官房技術審議官は、認定又は指定を取り消したときは、それぞれ認定又は指定を受けた者に対し認定又は指定を取り消した理由を付して、その旨を申請者に文書で通知するものとする。

（評定の失効）

第 18　第４第２項に定める第三者機関が、同項及び第８第２項の評定書の重要な事項について虚偽の記載をした場合は、国土交通省大臣官房技術審議官は、当該評定書を無効にするとともに、当該第三者機関から過去に評定書の発行を受けた認定エンジン又は認定黒煙浄化装置の申請者に対し、当該認定エンジン又は認定黒煙浄化装置の排出ガスに関する評定書の再提出を求めることができる。

（指定建設機械の表示）

第 19　指定建設機械には、別記－１号の指定ラベルを側面の見やすい箇所に表示することができる。

2　指定建設機械のうち、第２次基準値に適合するものとして認定を受けたエンジンを搭載するものについては、前項のラベルに代えて別記－２号の指定ラベルを表示することができる。

（検討委員会）

第 20　国土交通省大臣官房技術審議官は、指定要件等の検討を行うため建設機械に関し学識経験を有する者のうちから委員を委嘱する。

2　委員の数は 10 名以内とする。

附　則（平成 3 年 10 月 8 日　建設省経機発第 249 号）

この要領は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。

附　則（平成 12 年 12 月 25 日　建設省経機発第 118 号）

改正後の要領は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 13 年 3 月 30 日　国総施第 51 号）

改正後の要領は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 14 年 4 月 1 日　国総施第 225 号）

第１　第 5 で定めるところによるエンジンの認定及び第 13 で定めるところによる建設機械の指定において、別表 1 を適用するものは、平成 15 年 9 月 30 日までに第 4 に定めるところによるエンジンの認定の申請及び第 12 で定めるところによる建設機械の指定の申請がなされたものに限る。

第２　第 5 で定めるところにより認定されたエンジン及び第 13 で定めるところにより指

定された建設機械において、別表1を適用したものは、平成16年9月1日までに製造されたものをそれぞれ排出ガス対策型エンジン及び排出ガス対策型建設機械として取り扱う。

第3　第19で定めるところによる指定建設機械の表示において、別記―1号の指定ラベルによる表示は、平成16年9月1日までに製造された指定建設機械に限る。

排出ガス対策型建設機械

別表１

対象物質(単位) / 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
7.5～15kW未満	2.4	12.4	5.7	50
15～30kW未満	1.9	10.5	5.7	50
30～272kW以下	1.3	9.2	5.0	50

HC、NOx、COの測定方法、出力は、日本工業規格 JIS B 8008「往復動内燃機関－排気排出物測定－」による。

黒煙の測定方法は、(社) 日本建設機械化協会規格 JCMAS T 004-1995「建設機械用ディーゼルエンジン － 排出ガス測定方法」による。

発動発電機専用エンジンの試験サイクルは、別に定める。

別表２

対象物質(単位) / 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)
8～19kW未満	1.5	9.0	5.0	0.8	40
19～37kW未満	1.5	8.0	5.0	0.8	40
37～75kW未満	1.3	7.0	5.0	0.4	40
75～130kW未満	1.0	6.0	5.0	0.3	40
130～560kW以下	1.0	6.0	3.5	0.2	40

HC、NOx、CO、PMの測定方法、出力は、日本工業規格 JIS B 8008「往復動内燃機関－排気排出物測定－」による。

黒煙の測定方法は、(社) 日本建設機械化協会規格 JCMAS T 004-1995「建設機械用ディーゼルエンジン － 排出ガス測定方法」による。

発動発電機専用エンジンの試験サイクルは、別に定める。

別表３

（基準）
・黒煙について、定格点濃度、中間速度全負荷点濃度、過渡時濃度の各々が低減し、かつ黒煙浄化装置装着前の最大値に対し装着後の最大値が１／５以下となること。
・黒煙浄化装置の装着により、増加量がＨＣは0.1g/kWh、ＣＯは0.3g/kWh、ＮＯｘは0.3g/kWhを超えないこと。
（測定方法）
別に定める。

別記－１号

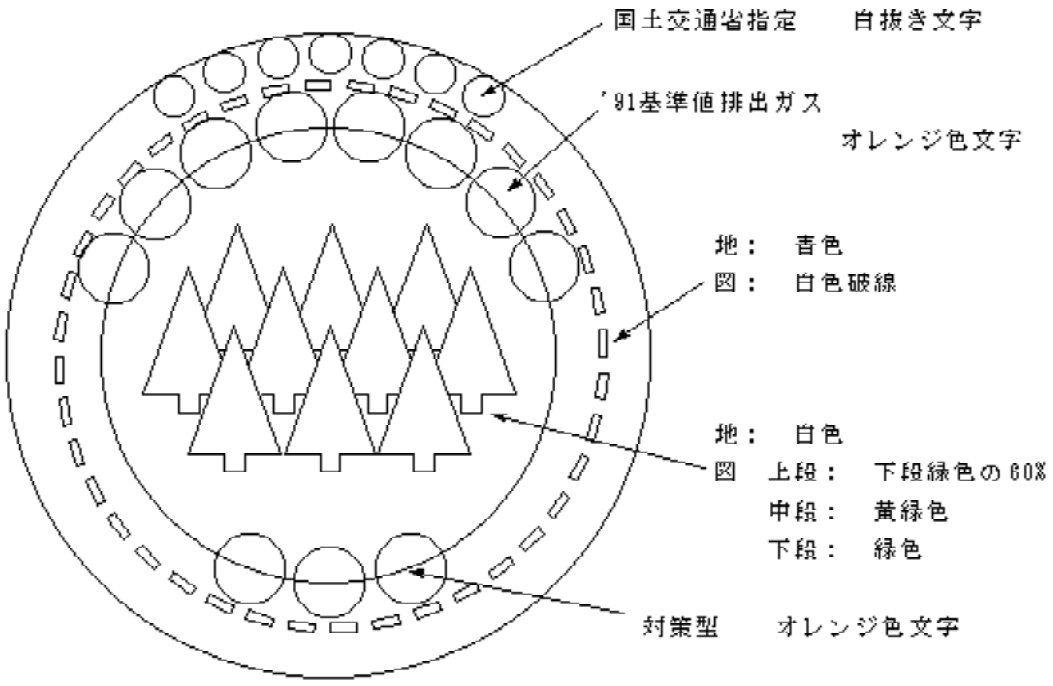

一般工事用排出ガス対策型建設機械指定ラベル

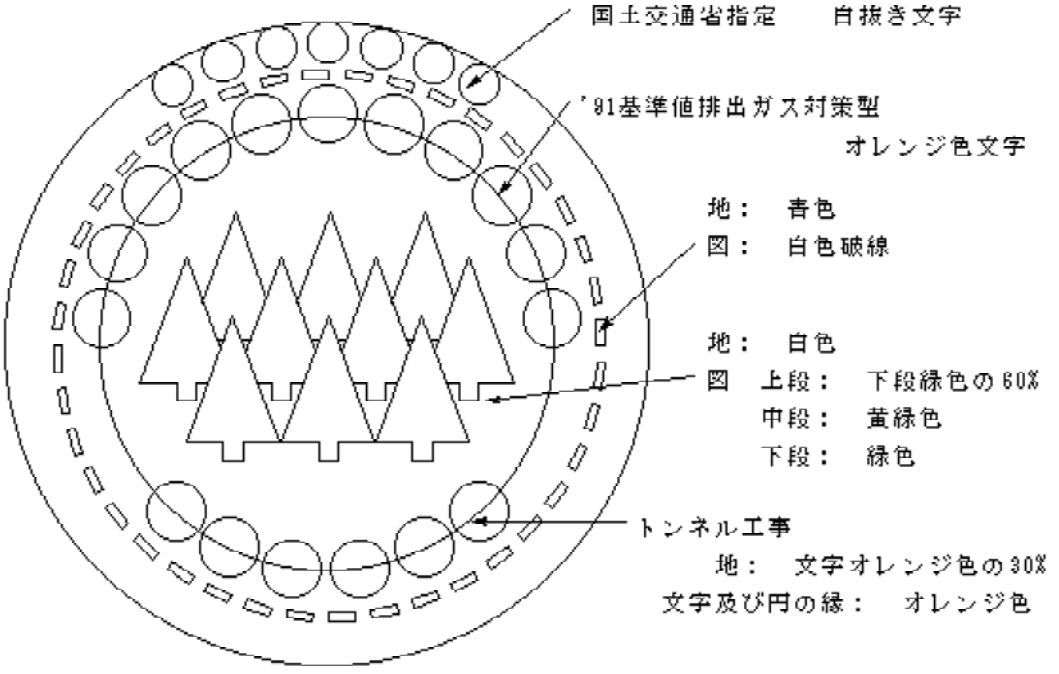

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械指定ラベル

別記－２号

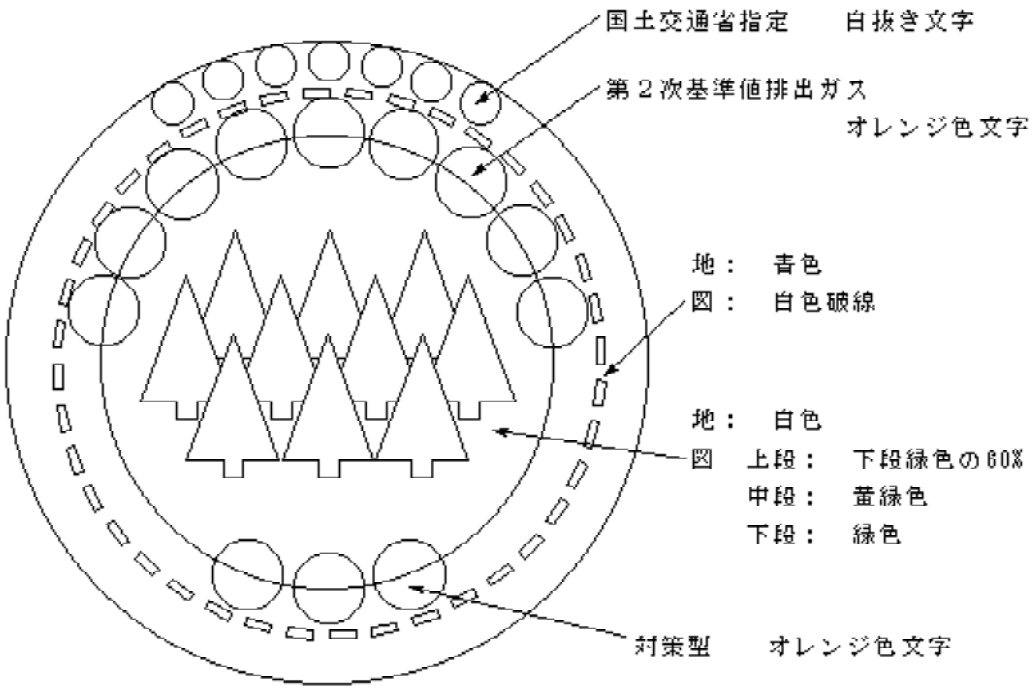

一般工事用排出ガス対策型建設機械指定ラベル（第２次基準適合）

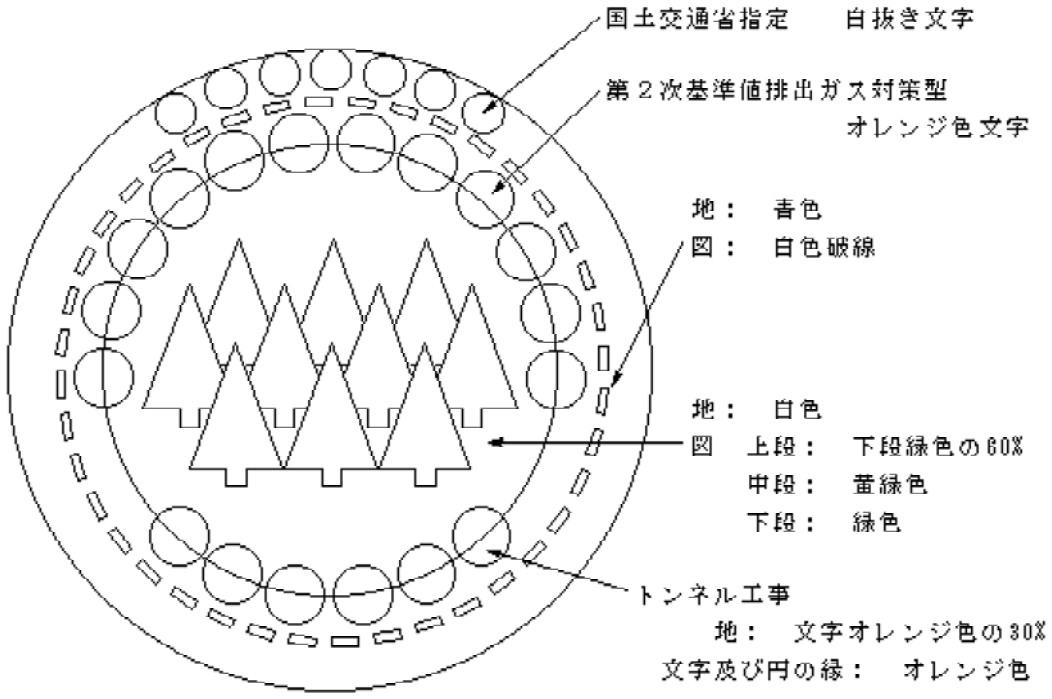

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械指定ラベル（第２次基準適合）

第３次排出ガス対策型建設機械指定要領

国総施第 215 号　平成 18 年 3 月 17 日

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長　あて

国土交通省大臣官房技術審議官　より

第３次排出ガス対策型建設機械指定要領について
第３次排出ガス対策型建設機械指定要領を別紙のように定めたので通知する。

第３次排出ガス対策型建設機械指定要領

（目的）

第１　本要領は、建設機械の排出ガス低減性能に資する建設機械の指定等を実施することにより、建設工事での選択を通じて排出ガス低減性能の高い建設機械の普及を促進することを目的とする。

（定義）

第２　本要領において「建設機械」とは、建設機械抵当法（昭和２９年法律第９７号）第２条第１項に規定する建設機械をいう。

２　本要領において「排出ガス」とは、建設機械の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙をいう。

３　本要領において「原動機」とは、建設機械に搭載される原動機及びそれと一体として搭載される排出ガスの発散防止装置（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第７５条の２第１項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成１７年法律第５１号）第６条第１項の規定によりその型式について指定を受けた特定原動機及び排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成１８年国土交通省告示第３４８号。以下「規程」という。）第３条第１項の規定によりその型式について認定を受けた原動機を除く。）をいう。

（原動機及び黒煙浄化装置の型式認定）

第３　国土交通省大臣官房技術審議官は、その型式が別記１に定める基準（以下「排出ガス対策型原動機技術基準」という。）に適合し、かつ、均一性を有する原動機を排出ガス対策型原動機として認定することができる。

２　国土交通省大臣官房技術審議官は、その型式が別記２に定める基準（以下「排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準」という。）に適合し、かつ、均一性を有する黒煙浄化装置を排出ガス対策型黒煙浄化装置として認定することができる。

（原動機の認定の申請）

第４　原動機の製作又は販売（以下「製作等」という。）を業とする者で第３の１の規定による型式の認定（以下「原動機型式認定」という。）を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第１）を国土交通省大臣官房技術審議官に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 申請に係る原動機の名称及び型式

(3) 申請に係る原動機の製作を業とする者にあっては、主たる製作工場の名称及び所在地

(4) その他必要な事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 申請に係る原動機の構造及び性能を記載した書面
(2) 申請に係る原動機の構造図
(3) 排出ガス対策型原動機技術基準に適合することを証する書面
(4) 申請に係る原動機の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（当該申請者が日本工業規格Ｑ９００１の規定に適合しており、かつ、申請に係る原動機が第４の１(3)の主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規定に適合していることを証する書面）
(5) 申請に係る原動機を取り付けることができる建設機械の範囲を限定する場合においては、その範囲
(6) 申請に係る原動機の点検整備方式を記載した書面
(7) 申請に係る原動機の製作を業とする者から当該原動機を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し
(8) その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面

３　国土交通省大臣官房技術審議官は、１及び２に定めるもののほか、原動機型式認定に関し必要があると認めるときは、当該原動機型式認定の申請者に対し、必要な書面の提出を求めることができる。

（黒煙浄化装置の認定の申請）

第５　黒煙浄化装置の製作等を業とする者で第３の２の規定による型式の認定（以下「黒煙浄化装置型式認定」という。）を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第２）を国土交通省大臣官房技術審議官に提出しなければならない。
(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(2) 申請に係る黒煙浄化装置の名称及び型式
(3) 申請に係る黒煙浄化装置の製作を業とする者にあっては、主たる製作工場の名称及び所在地
(4) その他必要な事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
(1) 申請に係る黒煙浄化装置の構造及び性能を記載した書面
(2) 申請に係る黒煙浄化装置の構造図
(3) 排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準に適合することを証する書面
(4) 申請に係る黒煙浄化装置の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（当該申請者が日本工業規格Ｑ９００１の規定に適合しており、かつ、申請に係る黒煙浄化装置が第５の１(3)の主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規定に適合していることを証する書面）
(5) 申請に係る黒煙浄化装置の点検整備方式を記載した書面
(6) 申請に係る黒煙浄化装置の製作を業とする者から当該黒煙浄化装置を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し
(7) その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面

３　国土交通省大臣官房技術審議官は、１及び２に定めるもののほか、黒煙浄化装置型式認定に関し必要があると認めるときは、当該黒煙浄化装置型式認定の申請者に対し、必

要な書面の提出を求めることができる。

（認定等の通知及び公表）

第６　国土交通省大臣官房技術審議官は、第３の１の規定により認定した排出ガス対策型原動機（以下「認定原動機」という。）又は第３の２の規定により認定した排出ガス対策型黒煙浄化装置（以下「認定黒煙浄化装置」という。）の原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定を行ったときは、当該原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定の申請者に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

２　国土交通省大臣官房技術審議官は、原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定をし、又はそれらの認定を取り消した場合においては、当該原動機又は当該黒煙浄化装置の製作等を業とする者の氏名又は名称、当該原動機又は当該黒煙浄化装置の名称及び型式並びに認定番号を公表するものとする。

３　国土交通省大臣官房技術審議官は、第８の１の規定による届出が、第４の１(1)又は(2)に関するものである場合、又は第８の２の規定による届出が、第５の１(1)又は(2)に関するものである場合においては、その旨を通知するものとする。

（変更の認定）

第７　原動機型式認定を受けた者は、第４の２の各項目（(4)及び(7)を除く。）に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官の認定を受けなければならない。

２　黒煙浄化装置型式認定を受けた者は、第５の２の各項目（(4)及び(6)を除く。）に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官の認定を受けなければならない。

３　第３から第７の２までの規定は、第７の１又は２の規定による書面の記載事項の変更について準用する。

（変更の届出）

第８　原動機型式認定を受けた者は、第４の１(1)から(3)又は２(4)に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式第３による届出書を、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

２　黒煙浄化装置の型式認定を受けた者は、第５の１(1)から(3)又は２(4)に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式第４による届出書を、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

３　原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定を受けた者は、当該認定原動機又は当該認定黒煙浄化装置の製作等をしなくなったときは、その時から３０日以内にその旨を記載した様式第５による届出書を、国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第９　国土交通省大臣官房技術審議官は、次の各項目のいずれかに該当する場合において

は、認定原動機の原動機型式認定又は認定黒煙浄化装置の黒煙浄化装置型式認定を取り消すことができる。

(1) 認定原動機が排出ガス対策型原動機技術基準又は認定黒煙浄化装置が排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなったとき。

(2) 第７の１又は２の規定による変更の認定を受けなければならない場合において、その認定を受けなかったとき。

(3) 不正の手段により原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定を受けたとき。

(4) 認定原動機又は認定黒煙浄化装置の製作が中止された場合において、その時から相当期間が経過したとき。

２　第６の規定は、国土交通省大臣官房技術審議官が、第９の１の規定による取消しをした場合において準用する。

（認定原動機とみなす物）

第 10　次に掲げる物は、第１１、第１２の１(3)、第１３の１(3)、第１７の１及び２の規定の適用については、認定原動機とみなす。

(1) 定格出力が１９ kW 以上５６０ kW 未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成１４年国土交通省告示第６１９号）第４１条第１項第１５号、第２０号及び第２１号並びに同条第２項第１号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第７５条の２第１項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置

(2) 定格出力が１９ kW 以上５６０ kW 未満の軽油を燃料とする原動機であって、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第６条第１項の規定により型式指定を受けた特定原動機

(3) 定格出力が８ kW 以上５６０ kW 以下の軽油を燃料とする原動機であって、規程第３条の規定によりその型式について認定を受けた原動機

（排出ガス対策型建設機械及びトンネル工事用排出ガス対策型建設機械の型式指定）

第 11　国土交通省大臣官房技術審議官は、その型式が別記３に掲げる基準（以下「排出ガス対策型建設機械技術基準」という。）に適合するとともに、均一性を有し、かつ、認定原動機を搭載している建設機械（「定格出力が１９ kW 以上５６０ kW 未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第４１条第１項第１５号、第２０号及び第２１号並びに同条第２項第１号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第７５条の２第１項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法第７５条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車」、「定格出力が１９ kW 以上５６０ kW 未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第４１条第１項第１５号、第２０号及び第２１号並びに同条第２項第１号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第７５条の２第１項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両

法施行規則第６２条の３の規定によりその型式について認定を受けた小型特殊自動車」、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第１０条第１項の規定によりその型式について届出された特定特殊自動車」並びに「規程第１１条の規定によりその型式について指定を受けた建設機械」を除く。）を排出ガス対策型建設機械として指定することができる。

２　国土交通省大臣官房技術審議官は、その型式が均一性を有し、かつ、認定原動機（ただし、当該認定原動機を取り付けることができる建設機械の範囲が限定されている場合においては、当該建設機械がその範囲内のものであること）及び認定黒煙浄化装置を搭載している建設機械、又はその型式が別記４に定める基準（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械技術基準」という。）に適合するとともに、均一性を有し、かつ、認定原動機を搭載している建設機械をトンネル工事用排出ガス対策型建設機械として指定することができる。

（建設機械の指定の申請）

第 12　建設機械の製作等を業とする者で第１１の１の規定による型式の指定（以下「建設機械型式指定」という。）を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第６）を国土交通省大臣官房技術審議官に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 申請に係る建設機械の名称及び型式

(3) 申請に係る建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号（ただし、当該認定原動機が原動機型式認定の申請中であるときは、当該原動機型式認定申請書の写し）

(4) 申請に係る建設機械の製作を業とする者にあっては、主たる製作工場の名称及び所在地

(5) その他必要な事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 申請に係る建設機械の構造、装置及び性能を記載した書面

(2) 申請に係る建設機械の外観図及び写真

(3) 排出ガス対策型建設機械技術基準に適合することを証する書面

(4) 申請に係る建設機械の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（当該申請者が日本工業規格Ｑ９００１の規定に適合しており、かつ、申請に係る建設機械が第１２の１(4)の主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規定に適合していることを証する書面）

(5) 申請に係る建設機械の点検整備方式を記載した書面

(6) 申請に係る建設機械の製作を業とする者から当該建設機械を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し

(7) その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面

３　国土交通省大臣官房技術審議官は、第１２の１及び２に定めるもののほか、建設機械型式指定に関し必要があると認めるときは、当該建設機械型式指定の申請者に対し、必要な書面の提出を求めることができる。

（トンネル工事用建設機械の指定の申請）

第 13　トンネル工事の用に供する建設機械（以下「トンネル工事用建設機械」という。）の製作等を業とする者で第１１の２の規定による型式の指定（以下「トンネル工事用建設機械型式指定」という。）を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第７）を国土交通省大臣官房技術審議官に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 申請に係るトンネル工事用建設機械の名称及び型式

(3) 申請に係るトンネル工事用建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号（ただし、当該認定原動機が原動機型式認定の申請中であるときは、当該原動機型式認定申請書の写し）

(4) 申請に係るトンネル工事用建設機械に搭載している認定黒煙浄化装置の型式及び認定番号（ただし、当該認定黒煙浄化装置が黒煙浄化装置型式認定の申請中であるときは、当該黒煙浄化装置型式認定申請書の写し）

(5) 申請に係るトンネル工事用建設機械の製作を業とする者にあっては、主たる製作工場の名称及び所在地

(6) その他必要な事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 申請に係るトンネル工事用建設機械の構造、装置及び性能を記載した書面

(2) 申請に係るトンネル工事用建設機械の外観図及び写真

(3) 排出ガス対策型建設機械技術基準及びトンネル工事用排出ガス対策型建設機械技術基準に適合することを証する書面

(4) 申請に係るトンネル工事用建設機械の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（当該申請者が日本工業規格Ｑ９００１の規定に適合しており、かつ、申請に係るトンネル工事用建設機械が第１３の１(5)の主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規定に適合していることを証する書面）

(5) 申請に係るトンネル工事用建設機械の点検整備方式を記載した書面

(6) 申請に係るトンネル工事用建設機械の製作を業とする者から当該トンネル工事用建設機械を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し

(7) その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面

３　国土交通省大臣官房技術審議官は、第１３の１及び２に定めるもののほか、トンネル工事用建設機械型式指定に関し必要があると認めるときは、当該トンネル工事用建設機械型式指定の申請者に対し、必要な書面の提出を求めることができる。

（指定等の通知及び公表）

第 14　国土交通省大臣官房技術審議官は、第１１の１の規定により指定した排出ガス対策型建設機械（以下「指定建設機械」という。）又は２の規定により指定したトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「指定トンネル工事用建設機械」という。）の型式指定を行ったときは、当該型式指定の申請者に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

２　国土交通省大臣官房技術審議官は、建設機械型式指定又はトンネル工事用建設機械型式指定をし、又はそれらの指定を取り消した場合においては、当該建設機械又は当該トンネル工事用建設機械の製作等を業とする者の氏名又は名称、当該建設機械又は当該トンネル工事用建設機械の名称及び型式並びに指定番号を公表するものとする。

３　国土交通省大臣官房技術審議官は、第１６の１の規定による届出が、第１２の１(1)又は(2)に関するものである場合、又は第１６の２の規定による届出が、第１３の１(1)又は(2)に関するものである場合においては、その旨を通知するものとする。

（変更の承認）

第 15　建設機械型式指定を受けた者は、第１２の１(3)又は２の各項目（(4)及び(6)を除く。）に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官の承認を受けなければならない。ただし、第１２の１(3)の変更に関しては当該原動機が第３の１の認定を受けた型式としての構造及び性能に変更が無い場合に限る。

２　トンネル工事用建設機械の型式指定を受けた者は、第１３の１(3)、(4)又は２の各項目（(4)及び(6)を除く。）に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官の承認を受けなければならない。ただし、第１３の１(3)の変更に関しては当該原動機が第３の１の認定を受けた型式としての構造及び性能に変更が無い場合、第１３の１(4)の変更に関しては当該黒煙浄化装置が第３の２の認定を受けた型式としての構造及び性能に変更が無い場合に限る。

３　第１１から第１５の２までの規定は、第１５の１又は２の規定による書面の記載事項の変更について準用する。

（変更の届出）

第 16　建設機械型式指定を受けた者は、第１２の１(1)、(2)又は(4)並びに２(4)に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式第８による届出書を、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

２　トンネル工事用建設機械の型式指定を受けた者は、第１３の１(1)、(2)又は(5)並びに２(4)に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式第９による届出書を、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

３　建設機械型式指定又はトンネル工事用建設機械型式指定を受けた者は、当該指定建設機械又は当該トンネル工事用建設機械の製作等をしなくなったときは、その時から３０日以内にその旨を記載した様式第１０による届出書を、国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第 17　国土交通省大臣官房技術審議官は、指定建設機械に搭載されている認定原動機が原動機型式認定を取り消された場合においては、当該指定建設機械の建設機械型式指定を取り消すものとする。

２　国土交通省大臣官房技術審議官は、指定トンネル工事用建設機械に搭載されている認

定原動機が原動機型式認定を取り消された場合、又は認定黒煙浄化装置が黒煙浄化装置型式認定を取り消された場合においては、当該指定トンネル工事用建設機械のトンネル工事用建設機械型式指定を取り消すものとする。

3　国土交通省大臣官房技術審議官は、次の各項目のいずれかに該当する場合においては、指定建設機械又は指定トンネル工事用建設機械の型式指定を取り消すことができる。

(1) 指定建設機械が排出ガス対策型建設機械技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなったとき。

(2) 指定トンネル工事用建設機械が排出ガス対策型建設機械技術基準又はトンネル工事用排出ガス対策型建設機械技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなったとき。

(3) 第１５の１又は２の規定による変更の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

(4) 不正の手段により建設機械型式指定又はトンネル工事用建設機械型式指定を受けたとき。

(5) 指定建設機械又は指定トンネル工事用建設機械の製作が中止された場合において、その時から相当期間が経過したとき。

4　第１４の規定は、国土交通省大臣官房技術審議官が第１７の１から３までの規定による取消しをした場合について準用する。

（指定建設機械とみなす物）

第 18　その型式が次に掲げる物と同一である建設機械については、国土交通省大臣官房技術審議官が定めるその旨を証する書類を提出した場合においては、第２０の１の規定の適用については、指定建設機械とみなす（以下「みなし指定建設機械」という。）。

(1) 定格出力が１９ kW 以上５６０ kW 未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第４１条第１項第１５号、第２０号及び第２１号並びに同条第２項第１号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第７５条の２第１項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法第７５条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車

(2) 定格出力が１９ kW 以上５６０ kW 未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第４１条第１項第１５号、第２０号及び第２１号並びに同条第２項第１号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第７５条の２第１項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法施行規則第６２条の３の規定によりその型式について認定を受けた小型特殊自動車

(3) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第１０条第１項の規定によりその型式について届出された特定特殊自動車

2　建設機械の製作等を業とする者で第１８の１の規定によるみなし指定建設機械の適用を受けようとするものが、次に掲げる事項を記載した届出書（様式第１１）を国土交通省大臣官房技術審議官に届け出た場合においては、第２０の１の規定の適用については、

第１１の１に基づき、排出ガス対策型建設機械の型式指定を受けた者とみなす。

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 届出に係る建設機械の名称及び型式

(3) 届出に係る建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号

(4) 届出に係る建設機械の製作を業とする者にあっては、主たる製作工場の名称及び所在地

(5) その他必要な事項

３　２に定める届出書には、１に定める国土交通省大臣官房技術審議官が定めるその旨を証する書類を添付するものとする。

４　第１８の１の規定によるみなし指定建設機械は、当該建設機械と同一の型式について道路運送車両法、又は特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、基準に適合しなくなった、又は構造及び性能が同一であることが担保されなくなったと認められた場合においては、１の適用を取り消すものとする。

５　第１４の規定は、国土交通省大臣官房技術審議官が第１８の１の規定によるみなし指定建設機械、もしくは同４の規定によるみなし指定建設機械の取消しをした場合において準用する。

（基準の変更に係る学識経験者からの意見聴取）

第 19　国土交通省大臣官房技術審議官は、排出ガス対策型原動機技術基準、排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準、排出ガス対策型建設機械技術基準又はトンネル工事用排出ガス対策型建設機械技術基準を変更しようとするときは、学識経験者の意見を聴くものとする。

（指定建設機械の表示等）

第 20　第１１の１に基づき、排出ガス対策型建設機械の型式指定を受けた者は、当該指定建設機械について､様式第１２による表示を側面の見やすい箇所に付することができる。ただし、当該建設機械のうち、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第１２条第１項又は同第２項の規定により、基準適合表示を付することができるものについては、本項は適用しないこととする。

２　第１１の２に基づき、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械の型式指定を受けた者は、当該指定トンネル工事用建設機械について、様式第１３による表示を側面の見やすい箇所に付することができる。

３　建設機械又はトンネル工事用建設機械の型式指定を受けた者は、毎年度、当該指定建設機械又は指定トンネル工事用建設機械の販売台数を当該年度終了後６０日以内に国土交通省大臣官房技術審議官に報告するものとする。

排出ガス対策型建設機械

別記１

次の表の左欄に掲げる原動機の出力区分ごとに、国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法に基づく測定を行った結果が、排出ガスの種類欄に掲げる排出ガスごとの基準を満たすものとする。

排出ガスの種類 / 原動機の出力区分	NMHC+NOx（g/kW・h）		CO（g/kW・h）	PM（g/kW・h）	黒煙（%）
	HC（g/kW・h）	NOx（g/kW・h）			
8kW ～ 19kW 未満	7.5		5.0	0.8	40
19kW ～ 37kW 未満	1.0	6.0	5.0	0.4	40
37kW ～ 56kW 未満	0.7	4.0	5.0	0.3	35
56kW ～ 75kW 未満	0.7	4.0	5.0	0.25	30
75kW ～ 130kW 未満	0.4	3.6	5.0	0.2	25
130kW ～ 560kW 以下	0.4	3.6	3.5	0.17	25

別記２

試験に供する原動機について、国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法に基づく測定を行った排出ガス重量及び濃度の結果が、以下に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

・黒煙について、定格点濃度、中間速度全負荷点濃度及び過渡時濃度の各々が低減し、かつ黒煙浄化装置装着前の最大値に対し装着後の最大値が１/５以下となること。

・黒煙浄化装置の装着により、HC、NOx、CO、PM の排出ガス重量が増加しないこと。

別記３

１　次の表の左欄に掲げる原動機の出力区分ごとに、国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法に基づく測定を行った結果が、右欄に掲げる黒煙の基準を満たすものとする。

原動機の出力区分	黒煙(%)
８ kW ～１９ kW 未満	40
１９ kW ～３７ kW 未満	40
３７ kW ～５６ kW 未満	35
５６ kW ～７５ kW 未満	30
７５ kW ～１３０ kW 未満	25
１３０ kW ～５６０ kW 以下	25

２　認定原動機を取り付けることができる建設機械の範囲が限定されている場合においては、当該建設機械がその範囲内のものであること。

別記４

１　別記３に定める表の左欄に掲げる原動機の出力区分ごとに、国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法に基づく測定を行った結果が、同表の右欄に掲げる黒煙の基準の 1/5 以下であること。

２　認定原動機を取り付けることができる建設機械の範囲が限定されている場合においては、当該建設機械がその範囲内のものであること。

様式第１（原動機型式認定申請書）（第４の１関係）

原動機型式認定申請書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

原動機型式認定を受けたいので、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第４の１の規定により、次のとおり申請します。

１．申請に係る原動機の名称及び型式

２．主たる製作工場の名称及び所在地（原動機の製作を業とする者に限る。）

３．連絡先（所属、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス等）

４．その他必要な事項

備考

（１）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（２）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第２（黒煙浄化装置型式認定申請書）（第５の１関係）

黒煙浄化装置型式認定申請書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

黒煙浄化装置型式認定を受けたいので、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第５の１の規定により、次のとおり申請します。

１．申請に係る黒煙浄化装置の名称及び型式

２．主たる製作工場の名称及び所在地（黒煙浄化装置の製作を業とする者に限る。）

３．連絡先（所属、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス等）

４．その他必要な事項

備考

（１）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（２）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第３（原動機型式認定申請書に係る記載事項変更届出書）（第８の１関係）

原動機型式認定申請書に係る記載事項変更届出書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

原動機型式認定申請書の記載事項に変更があったので、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第８の１の規定により、次のとおり届け出ます。

１．認定原動機の名称及び型式

２．認定番号

３．変更事項及び変更事由

４．変更年月日

５．連絡先（所属、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス等）

６．その他必要な事項

備考

（１）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（２）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第４（黒煙浄化装置型式認定申請書に係る記載事項変更届出書）（第８の２関係）

黒煙浄化装置型式認定申請書に係る記載事項変更届出書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

黒煙浄化装置型式認定申請書の記載事項に変更があったので、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第８の２の規定により、次のとおり届け出ます。

１．認定黒煙浄化装置の名称及び型式

２．認定番号

３．変更事項及び変更事由

４．変更年月日

５．連絡先（所属、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス等）

６．その他必要な事項

備考

（１）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（２）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第５（認定原動機又は認定黒煙浄化装置に係る製作等の廃止届出書）（第８の３関係）

[認定原動機、認定黒煙浄化装置]に係る製作等の廃止届出書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

[認定原動機、認定黒煙浄化装置]の製作等をしなくなったため、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第８の３の規定により、次のとおり届け出ます。

１．[認定原動機、認定黒煙浄化装置]の名称及び型式

２．[認定原動機、認定黒煙浄化装置]の認定番号

３．廃止事由

４．廃止年月日

５．連絡先（所属、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス等）

６．その他必要な事項

備考

（１）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（２）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

（３）[　　]内は、該当する項目のみ記載すること。

様式第６（建設機械型式指定申請書）（第１２の１関係）

建設機械型式指定申請書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

建設機械型式指定を受けたいので、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第１２の１の規定により次のとおり申請します。

１．申請に係る建設機械の名称及び型式

２．申請に係る建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号

３．主たる製作工場の名称及び所在地（建設機械の製作を業とする者に限る。）

４．連絡先（所属、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス等）

５．その他必要な事項

備考

（１）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（２）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第７（トンネル工事用建設機械式指定申請書）（第１３の１関係）

トンネル工事用建設機械式指定申請書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

トンネル工事用建設機械型式指定を受けたいので、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第１３の１の規定により次のとおり申請します。

１．申請に係るトンネル工事用建設機械の名称及び型式

２．申請に係るトンネル工事用建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号

３．申請に係るトンネル工事用建設機械に搭載している認定黒煙浄化装置の型式及び認定番号

４．主たる製作工場の名称及び所在地（トンネル工事用建設機械建設機械の製作を業とする者に限る。）

５．連絡先（所属、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス等）

６．その他必要な事項

備考

（１）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（２）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第８（建設機械型式指定申請書に係る記載事項変更届出書）（第１６の１関係）

建設機械型式指定申請書に係る記載事項変更届出書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

建設機械型式指定申請書の記載事項に変更があったので、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第１６の１の規定により、次のとおり届け出ます。

１．指定建設機械の名称及び型式

２．指定番号

３．変更事項及び変更事由

４．変更年月日

５．連絡先（所属、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス等）

６．その他必要な事項

備考

（１）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（２）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第９（トンネル工事用建設機械型式指定申請書に係る記載事項変更届出書）
（第１６の２関係）

トンネル工事用建設機械型式指定申請書に係る記載事項変更届出書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

トンネル工事用建設機械型式指定申請書の記載事項に変更があったので、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第１６の２の規定により、次のとおり届け出ます。

１．指定トンネル工事用建設機械の名称及び型式

２．指定番号

３．変更事項及び変更事由

４．変更年月日

５．連絡先（所属、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス等）

６．その他必要な事項

備考
（１）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
（２）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第１０（指定建設機械又は指定トンネル工事用建設機械に係る製作等の廃止届出書）
（第１６の３関係）

[指定建設機械、指定トンネル工事用建設機械]に係る製作等の廃止届出書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

[指定建設機械、指定トンネル工事用建設機械]の製作等をしなくなったため、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第１６の３の規定により、次のとおり届け出ます。

１．[指定建設機械、指定トンネル工事用建設機械]の名称及び型式

２．[指定建設機械、指定トンネル工事用建設機械]の指定番号

３．廃止事由

４．廃止年月日

５．連絡先（所属、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス等）

６．その他必要な事項

備考
（１）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
（２）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
（３）[　]内は、該当する項目のみ記載すること。

様式第１１（みなし指定建設機械の届出書）（第１８の２関係）

みなし指定建設機械の届出書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

みなし指定建設機械の適用を受けたいので、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第１８の２の規定により次のとおり届け出ます。

１．届出に係る建設機械の名称及び型式

２．届出に係る建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号

３．主たる製作工場の名称及び所在地（建設機械の製作を業とする者に限る。）

４．連絡先（所属、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス等）

５．その他必要な事項

備考

（１）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（２）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第１２（第２０の１関係）



備考　１　色彩は、イの部分を淡い桃色、ロの部分を淡い緑色、ハの部分を黄緑色、ニ及びホの部分を緑色、「第３次基準値排出ガス対策型」の文字を赤色、「国土交通省指定」の文字及びその他の部分を白色とする。

２　外円の直径は 80mm 以上とする。

様式第１３（第２０の２関係）



備考　１　色彩は、イの部分を淡い桃色、ロの部分を淡い緑色、ハの部分を黄緑色、ニ及びホの部分を緑色、「第３次基準値排出ガス対策型」及び「トンネル工事」の文字並びに「トンネル工事」の各文字の縁取り線を赤色、「国土交通省指定」の文字及びその他の部分を白色とする。

２　外円の直径は 80mm 以上とする。

（白　紙）